

中小企業・商店街・創業者向け

名寄市
支援メニューガイドブック

名寄市経済部営業戦略課

【中小企業の経営基盤強化及び経営の革新に関する支援】

1. 中心市街地近代化事業

名寄市都市計画用途地域の商業地域内での店舗又は事務所の新築及び増改築に補助します

2. 店舗支援事業

店舗又は事務所の新築及び増改築に補助します

3. 食料品製造業等立地推進事業

名寄市で生産される農畜産物を利用した食料品製造業等の開業に補助します

4. 販路拡大事業

市場開拓及び販路拡大や商品の改良及び新商品の開発に補助します

5. 異業種交流事業

異業種が連携し行う技術研究や製品開発及び経営研修に補助します

6. 企業の組織化事業

協同組合等の設立や商店街組合の維持管理に補助します

7. 商店街環境整備促進事業

商店街施設の環境整備に補助します

8. 街なかにぎわい事業

商店街活性化の取り組みや調査・研究、空き店舗を活用した取り組みに補助します

【技能及び技術の向上、人材の育成及び確保に関する支援】

9. 人材確保、養成事業

人材開発センターを利用した研修、企業の宣伝、従業員の資格取得等に補助します

10. 工業技術者養成事業

工業技術者の育成や研修等の取り組みに補助します

【創業等の推進及び事業の承継に関する支援】

11. 創業支援事業

市内で創業する店舗又は事務所の新築及び増改築に補助します

【労働環境及び福利厚生の実施に関する支援】

12. 勤労者福祉施設設置事業

事業所内の福利厚生施設の設置に補助します

13. 退職金制度普及促進事業

各退職金制度に新規加入した事業所に補助します

【工場等又は旅館等の新設、移転、増設に関する支援】

14. 名寄市企業立地促進条例

工場等や旅館等を新たに設置する場合や移転、増設に補助や課税の免除をします

【融資のあっせん、利子及び保証料等に関する支援】

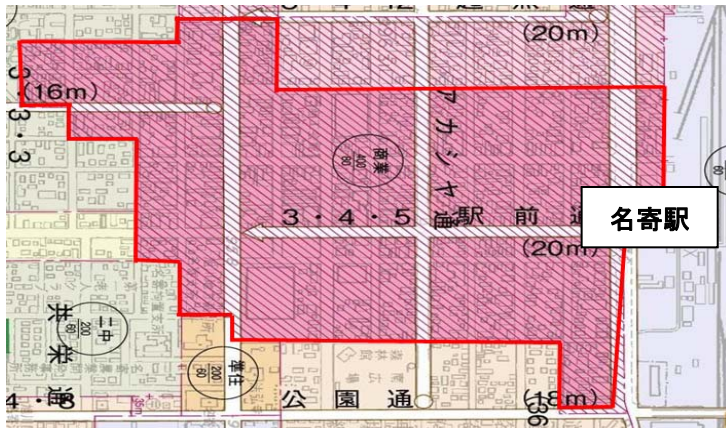
15. 中小企業特別融資及び信用保証料等補給制度

16. 小規模事業者経営改善資金融資制度に係る利子補給

各種融資制度の設置、融資に係る利子・保証料等を補助します

1. 中心市街地近代化事業

中小企業の経営基盤強化等を目指して名寄市都市計画用途地域の商業地域内で行われる近代化事業(店舗又は事務所の新築・改築・増築)に補助します。



名寄市都市計画用途地域の商業地域

補助対象事業費	補助率 補助限度額	補助対象経費
<p style="text-align: center;">300万円以上 ※施工業者は地元企業 であること</p>	<p style="text-align: center;">20/100以内 600万円</p>	<p>店舗又は事務所の新築・改築・増築に係る経費。 ただし、<u>以下は対象外。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務費、消耗品費 ②調査費、設計費、各種認可手数料 ③土地の購入、それに伴う保証料等 ④外構工事費(ただし必要と認められものは対象) ⑤運搬、運輸費等 ⑥撤去、産廃処理、清掃費等 ⑦業者諸経費、派遣旅費等

※同一事業所につき3ヵ年、補助限度額まで申請可能

補助対象者
<p>市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。 ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店、日本標準産業分類におけるバー、キャバレー、ナイトクラブ及び夜間営業で主に酒類提供を目的とした店舗は対象外。</p>

2. 店舗支援事業

中小企業の経営基盤強化等を目指して名寄市内で行われる店舗又は事務所の新築・改築・増築に補助します。

補助対象事業費	補助率 補助限度額	補助対象経費
50万円以上 ※施工業者は地元企業であること	20/100以内 50万円	店舗又は事務所の新築・改築・増築に係る経費。ただし、 <u>以下は対象外。</u> ①事務費、消耗品費 ②調査費、設計費、各種認可手数料 ③土地の購入、それに伴う保証料等 ④外構工事費(ただし必要と認められものは対象) ⑤運搬、運輸費等 ⑥撤去、産廃処理、清掃費等 ⑦業者諸経費、派遣旅費等

※同一事業所につき3ヵ年、補助限度額まで申請可能

補助対象者

市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。

ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。

3. 食料品製造業等立地推進事業

地域資源を活用した産業の構築を目指して、名寄市内で生産される農畜産物を利用した食料品製造業等の新規開業に補助します。

補助対象事業費	補助率 補助限度額	補助対象経費
150万円以上	20/100以内 500万円	新規開業に要する経費。ただし、 <u>以下は対象外。</u> ①事務費、消耗品費 ②調査費、設計費、各種認可手数料 ③土地の購入、伴う保証料等 ④外構工事費 ⑤運搬、運輸費等 ⑥撤去、産廃処理、清掃費等 ⑦業者諸経費、派遣旅費等

補助対象者

市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者。

新規創業者は個人開業又は会社法上の会社を設立する者。

4. 販路拡大事業

新たな市場開拓・販路拡大や新製品の開発並びに既存商品の改良及び品質向上を目指した取り組みに補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
①市場開拓・販路拡大	50/100以内 10万円	展示会、物産展、見本市、商談会費等及びこれらに伴う旅費。
②新製品開発、改良 品質向上	50/100以内 50万円	研究機関等に依頼する試験及び分析費等。

補助対象者

市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。

ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。

5. 異業種交流事業

様々な業種の中小企業者等が共同で技術研究や製品開発、経営研修等を行う取り組みに補助します。

補助対象事業	補助率 補助限度額	補助対象経費
2社以上の中小企業等 が連携して行う技術研究、 製品開発、経営研修 他	50/100 30万円	①謝金(講師謝金等) ②委託費(技術研究委託費、研修委託費等) ③使用料、賃借料(設備、会場使用料等) ④その他本事業に必要と認められる経費

補助対象者

市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。

ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。

6. 企業の組織化事業

中小企業者が構成員として協同組合・団体等を設立する取り組み、商店街組合事務所の維持管理に補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
①協同組合等及びこれらに類する団体の設立	50/100以内 商店街振興組合 30万円 事業協同組合等 20万円	組合等設立に要する経費のうち必要と認められる経費。
②商店街組合事務所の維持管理	20/100以内 30万円	商店街組合事務所の維持管理に要する経費のうち必要と認められる経費。
補助対象者		
市税完納者で、 ①協同組合等、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合及びこれらに類する団体の設立を行う者。 ②商店街振興組合		

7. 商店街環境整備促進事業

公共性を有する商店街施設の環境整備を行う取り組みに補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
①公共性を有する商店街施設の設置	30/100	対象施設の設置に要する経費のうち必要と認められる経費。
②公共性の有する商店街施設の維持管理		対象施設の維持管理に要する経費のうち必要と認められる経費。

補助対象者

商店街振興組合。公共性を有する商店街施設を有する又は設置する任意商店街。

8. 街なかにぎわい事業

商店街活性化を推進するため地域住民とのふれあいを深めるコミュニティの取り組み、商店街活動の基礎とするための調査・研究活動、商店街の空き地空き店舗を活用した取り組みに補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
①コミュニティ事業	50/100以内 100万円	地域住民とのふれあいを深めるコミュニティイベント等に要する経費のうち必要と認められる経費
②調査、研究活動事業	商業団体が実施する計画策定事業 50/100以内 100万円	各種調査、研究活動に要する経費のうち必要と認められる経費 ①謝金 ②委託費(調査、研究委託費等) ③使用料、賃借料(会場使用料等) ④その他本事業に必要と認められる経費
	商業団体が実施する事業 30/100以内 30万円	
	自主活動支援事業(各グループ等が行う事業) 30/100以内 20万円	
③商店街空き地空き店舗活用事業	50/100 60万円 同一申請者に対して1回限り	名寄市都市計画用途地域の商業地域内の空き地・空き店舗を活用して、個人・団体・グループ等が1年以上の賃貸契約を結び商業等を営む場合の家賃又は賃借料

補助対象者
<p>市税完納者で、</p> <p>①商店街振興組合、任意商店街、その他各種団体・グループ</p> <p>②商業団体、各種グループ</p> <p>③個人、団体、グループ等</p> <p>中小企業については、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。</p>

9. 人材確保、養成事業

中小企業が行う従業員の育成、就職促進に係る宣伝活動等の取り組みに補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
①人材開発センター利用促進事業	50/100以内 10万円	上川北部人材開発センターを利用した研修会等を開催に要する経費のうち必要と認められる経費。
②地元企業就職促進活動事業	50/100以内 30万円	経済団体や企業団体が学生等に対し地元企業の宣伝活動を行う経費のうち必要と認められる経費。
③名寄で人づくり事業	30/100以内 月額3万円/人	事業所が負担している従業員の資格取得に必要な研修・教育機関での受講料。

補助対象者

市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。

ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。

10. 工業技術者養成事業

中小企業が行う従業員の育成(工業技術者)の取り組みに補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
①工業技術高度化事業	50/100以内 30万円	技術力の向上を図るため、企業や個人が合同で開催する研究会等に要する経費で必要と認められる経費。
②技能者育成対策事業	10万円	技能士の技能水準、社会的地位の向上を図るため活動する団体への助成。
③若年技能者育成事業	50/100以内 5万円	若年技能者を育成し技能を継承するための活動に要する経費で必要と認められる経費。
④技能士検定受験促進事業	50/100以内	職業能力開発促進法に基づく技能検定試験の受講料。
⑤職業訓練促進事業	50/100以内 50万円	認定職業訓練を行う運営費。

補助対象者

市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。

ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。

11. 創業支援事業

名寄市内で新たに創業し、創業に伴い設置する店舗又は事務所の新築・増改築に補助します。

補助対象事業費	補助率 補助限度額	補助対象経費
①名寄市都市計画用途地域の商業地域内での新築・増改築 300百円以上	20/100以内 600万円	店舗又は事務所の新築・改築・増築に係る経費。ただし、 <u>以下は対象外。</u> ①事務費、消耗品費 ②調査費、設計費、各種認可手数料 ③土地の購入、伴う保証料等 ④外構工事費 ⑤運搬、運輸費等 ⑥撤去、産廃処理、清掃費等 ⑦業者諸経費、派遣旅費等
②上記商業地域外での新築・増改築 50万円以上	20/100以内 50万円	
特別加算	国の創業支援事業に採択された場合、各種ビジネスプランコンテスト等で最終審査に合格した場合①②ともに、補助限度額50万円増額。	

補助対象者

名寄市内で店舗又は事務所を設置する創業者(補助事業完了までに個人開業又は会社法上の株式会社、合同会社、合資会社等の設立を行い、その代表となる者)。対象は店舗支援事業並びに中心市街地近代化事業と同様。

12. 勤労者福祉事業

労働環境の向上と雇用の安定を図るため、事業所内の福利厚生施設を設置する取り組みに補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
事業所内福祉施設設置事業	20/100以内 1,000万円	福利厚生施設の設置に要する経費。ただし、 <u>以下は対象外。</u> ①事務費、消耗品費 ②調査費、設計費、各種認可手数料 ③土地の購入、伴う保証料等 ④外構工事費 ⑤運搬、運輸費等 ⑥撤去、産廃処理、清掃費等 ⑦業者諸経費、派遣旅費等

補助対象者

市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。

13. 退職金制度普及促進事業

労働者の福利厚生を推進を図るために、各種退職金共済制度に新規に加入した事業所に補助します。

事業区分	補助率 補助限度額	補助対象経費
①中小企業退職金共済制度加入事業	同制度に新規加入した事業所の契約月から1年間の総掛金の25/100以内	同制度に新規加入した契約月から1年間の総掛金
②特定退職金共済制度加入事業	同制度に新規加入した事業所の契約月から1年間の総掛金の55/100以内	同制度に新規加入した契約月から1年間の総掛金
③パート労働者退職金制度加入事業	パート従業員対象とし① ②制度に新規加入した事業所の契約月から1年間の総掛金の50/100以内 限度額：月1,000円/人	パート従業員対象とし中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度に新規加入した事業所の契約月から1年間の総掛金

補助対象者
市税完納者で、主たる事務所又は事業所を名寄市内に有する中小企業者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種。ただし、医療業(病院・診療所等)、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外。

14. 名寄市企業立地促進条例

工場等を新設・移転・増設に対して補助及び工場等・旅館等の課税を免除します。

区分	補助区分・補助率・補助限度額				補助対象経費	課税の免除
	工場等設置費補助金	工場等建設用地取得費補助金	環境緑化整備事業費補助金	雇用奨励補助金		
新設・移転・増設の事業費が2,500万円以上の工場	30/100以内 2,000万円	30/100以内 2,000万円	30/100以内 100万円	工場、旅館等の立地に伴い新たに雇用した従業員1人に付き30万円を2年間（1年を超える常用雇業者のみ）	工場等の新築・移転・増築に要する経費、緑化整備に要する経費	機械・装置・建物、敷地である土地の固定資産税等の一部課税を3年分免除
新設・移転・増設の事業費が2,500万円以上の工場で、新たに5名以上の常用労働者を雇用する工場	30/100以内 5,000万円	30/100以内 4,000万円				
新設・移転・増設の事業費が2,500万円以上の旅館等						
国・北海道の補助を受ける場合	国・道の補助率が20/100～30/100の場合 上記補助率の8割 国・道の補助率が30/100以上の場合 上記補助率の5割					

区分	補助対象
工場等	①工場（製造業） ②学術・開発研究機関の施設 ③データセンター ④ソフトウェア業の施設 ⑤情報処理・提供サービス業の施設⑥コールセンター ⑦植物工場 ⑧物流施設
旅館等	ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を行う建物。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建物は除く。

15. 中小企業特別融資及び 信用保証料等補給制度

中小企業者の事業運営の資金需要の円滑化を目指した融資制度の設置、信用保証料の利子補給を行います。

資金名	融資の対象者	使徒	限度額	融資期間	償還方法	融資の条件
新規開業資金	①事業を営んでいない個人で1ヶ月以内に事業の開始又は2か月以内に会社を設立する者 ②新たな会社を設立する中小企業者 ③新たな事業を開始して3年以内の個人又は会社	運転 設備	運転資金 500万円以内 設備資金 1,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内 (うち据置1年以内)	取扱金融機関の定める方法	取扱金融機関の定める方法
経営資金	市税完納者で市内に主たる事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる中小企業者	運転	2,000万円以内	10年以内	期日一括返済 割賦返済	
設備資金	市税完納者で市内に主たる事業所を有している中小企業者	設備	7,000万円以内	15年以内 (うち据置1年以内)	元金均等又は元利均等毎月返済	担保及び連帯保証人が必要
商店街景観整備資金	市税完納者で、商店街近代化計画に基づき店舗の新築・増改築等、街区の整備を行う中小企業者	設備	3,000万円以内 1億円以内 (組合等)	15年以内 (うち据置1年以内) 20年以内 (うち据置1年以内)		
合宿関連施設整備資金	市税完納者で、市内で独立した店舗旅館を有し、1年以上営んでおり、合宿関連施設の整備を行う者	設備	1,500万円以内	10年以内		

※貸付利率は都度お問い合わせください。

区分	補給対象者	補給額	補給時期	補給期間
保証料	新規開業資金(運転資金)及び経営資金の借受者	①新規開業資金(運転資金)に係る支払保証料の金額 ②経営資金に係る支払保証料の1/2	金融機関が借受者から信用保証料を徴収した日から4か月以内に補給	金融機関と借受者との約定契約期間
利子	新規開業資金(運転資金)及び設備資金の借受者	当該資金に係る貸付利率の1/2以内で年利1.5%を限度	毎年7月及び1月に金融機関に支払った6か月分の利息に対して補給	金融機関と借受者との約定契約期間。ただし、最長3年

取扱金融機関

北洋銀行名寄支店・北海道銀行名寄支店・北星信用金庫(本店・中央通支店・公園通支店・ふれあい支店・風連支店)・北見信用金庫名寄支店

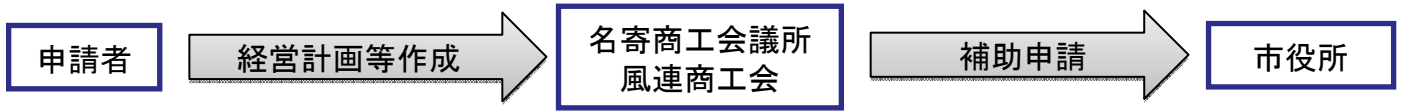
16. 小規模事業者経営改善資金融資制度

小規模事業者経営改善資金融資制度に基づく資金融資により、小規模事業者が融資を受けた際の償還金の利子の一部を補給します。

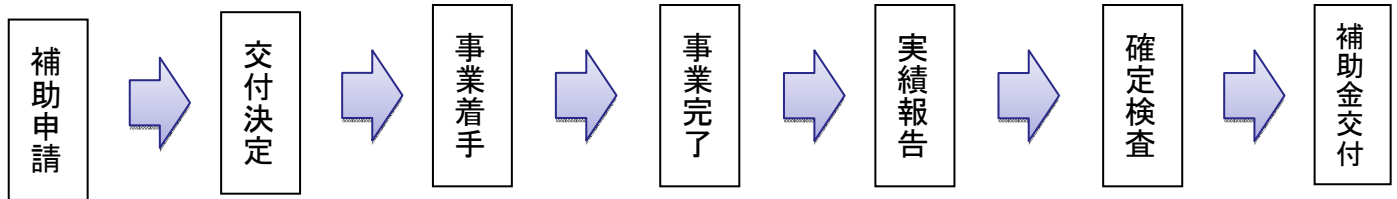
利子補給対象者	利子補給の額	利子補給の期間
市内に店舗を有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる者	融資利率のうち1.0%以内	運転資金及び設備資金ともに2年以内(据置期間含む。)

補助金・融資をご希望になる方は、事業着手前に必ずご相談ください。
※交付決定前の事業着手は基本補助対象となりません。

①補助金申請まで



②補助金交付まで



※商店街空き地空き店舗活用事業、企業立地促進条例事業は補助申請前に指定事業者の認定が必要となります。

③中小企業特別融資まで



社会常識通念及び倫理上好ましくない事業者・事業(公序良俗に反する、犯罪行為もしくはそれに結びつく、または引き起こす恐れがある等)と認められるものは補助対象となりません。

お問い合わせ先

名寄市経済部営業戦略課

郵便番号：096-8686
住所：名寄市大通南1丁目1番地
電話番号：01654-3-2111

名寄商工会議所

郵便番号：096-0001
住所：名寄市東1条南7丁目
電話番号：01654-3-3155

風連商工会

郵便番号：098-0504
住所：名寄市風連町本町63番地
電話番号：01655-3-2077